不利益処分に係る処分基準

処	分の名称	薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認の取消し
根拠条例·規則等名		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
		関する法律
	条項	第74条の2
所	管 部 課	保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話:048-840-2235)
		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
		関する法律の規定による許可の取消し及び業務停止の処
		分取扱い要領
<i>L.</i> ₩		
処	基準	
分	(未設定の場	
),	合はその理	
基	由)	
S/Ff:		
準		
		平成14年4月1日設定 令和4年12月1日最終改正
	以足守十月日	十八八五年十五月1日政定 77年十五2月1日取於以上
	/ ** : */ *.	
	備考	